

自治基本条例策定に向けての取り組み

自治基本条例策定委員会から
条例の素案が提出されました



左から間仁田委員、小磯委員長、河田市長、橋山委員

羽生市では、参画と協働による「市民が主役のまちづくり」を実現するため、羽生市のまちづくりの仕組みやルールを定める(仮称)羽生市自治基本条例の策定に取り組んでいます。

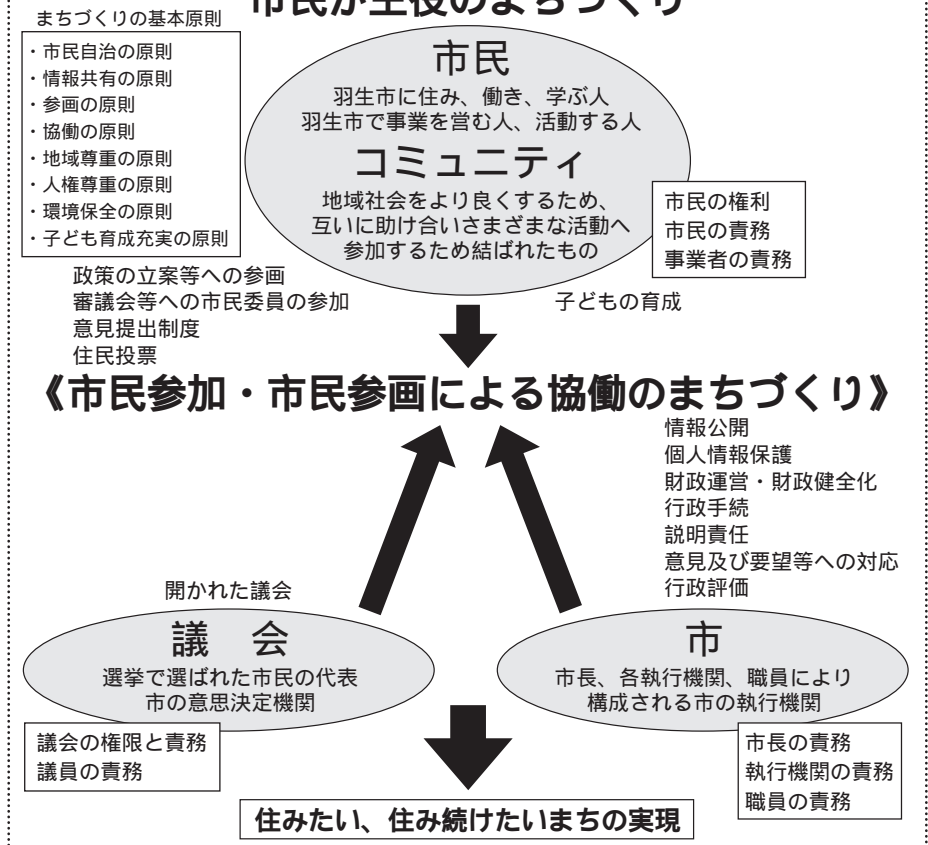
自治基本条例とは、羽生市がまちづくりを進めていくうえで基本となるものです。

自治基本条例が制定されると、市の行政運営はこの条例に基づいて遂行されることになり、他の条例、規則なども、この条例の趣旨を最大限に尊重することが求められます。

この条例案の策定に際し、市民の意見を幅広く取り入れるため、公募委員、各団体の代表者および市議会議員など24名の委員により組織された「(仮称)羽生市自治基本条例策定委員会」が、平成19年2月に発足しました。

その後約1年4カ月にわたり、17回の会議と市民懇話会を開催

自治基本条例のイメージ 市民が主役のまちづくり



し、条例素案の策定に向けて話し合いが行われました。

そして、このたび同委員会できりまとめた自治基本条例の素案が、6月22日に同委員会の代表者から河田市長に答申書として提出されました。

この条例素案には、市民の参画・協働によるまちづくりを実現することを目的に、まちづくりの基本原則、市民の権利と責務、議会や市の権限と責務、市政運営の基本原則などが盛り込まれています。

市では、この答申内容を踏まえ、平成21年度中の自治基本条例制定に向けて取り組んでいきます。

問い合わせ 総務課(内線231)

パブリックコメント

「羽生市まちづくり自治基本条例(案)」に関する意見を募集

市では、市民参加・市民参画による協働のまちづくりを推進するため、「羽生市まちづくり自治基本条例(案)」を策定しました。

そこで、次のとおりこの条例(案)に関するパブリック・コメントを実施します。

皆さまの意見をお寄せください。

意見募集期間

7月15日(水)～8月14日(金)

公表物の掲示場所

羽生市ホームページ、総務課窓口、各公民館窓口、市民プラザ窓口

意見提出方法

書式は自由ですが、提出される方の住所、氏名(法人の場合は主たる事務所所在地等)を記入し、次の方法で提出してください。

郵送等の場合

〒348 8601

羽生市東6 15

ファックスの場合

FAX (563) 2322

Eメールの場合

soundu@city.hanyu.lg.jp

持参の場合

総務課(市役所2階)まで

問い合わせ

総務課(内線231)

住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします

市では、住民基本台帳の閲覧を実施しています。これは法に基づく業務のための調査や世論調査対象者の抽出など、公共的な目的の場合に限り閲覧できるもので、営利目的の閲覧は禁止されています。

なお、住民基本台帳法では、閲覧状況を年1回公表することが義務付けられています。

▶ 問い合わせ 市民生活課(内線137)

住民基本台帳の閲覧状況(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	平成20年度埼玉県政世論調査	平成20年6月11日	西5丁目に在住の満20歳以上の男女個人17名
株式会社 G I S 関東 代表取締役 土屋 邦充	東京都市圏パーソントリップ調査	平成20年8月20～22日 平成20年8月25日	世帯全員 市内全域
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 木村 武彦	2009年全国たばこ喫煙者率調査	平成20年12月19日	南8丁目在住の大正8年5月1日～平成元年4月30日生まれの男女
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博	働き方と暮らしについての調査	平成20年12月24日	南6丁目・南7丁目在住の28歳以上42歳以下の男女個人
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	高齢者の地域社会への参加に関する調査	平成21年2月4日	大字須影地内で597番地以降の60歳以上の男女個人(平成21年2月1日現在)

有料広告

HANYU CLINIC メディモ・羽生内科
内科・外科・皮膚科・アレルギー科
院長 小林 毅之

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00-13:00	○	○	○	○	○	○	○
15:00-19:30	○	○	○	○	○	○	○
休診	14:00-17:00	○	○	○	○	○	○

休診日/木曜・夜間・夜間
〒348-0039 埼玉県羽生市川崎2-281-3 イオンモール羽生1F
TEL 048-580-5558 FAX 048-580-5571
【インターネット予約可/夜間可】
http://www.mhnaika.com

～小林式特殊手技療法～
受講生募集!
修了証授与、開業希望者は認定証授与
NPO法人日本福祉健康指導者協議会認定校

癒 中伝療術学院
学院長・医学博士 小林 英男
羽生市中岩瀬803-1 ☎560-3502
お問合せお申込みは、担当・小林、小島まで

木村歯科医院 ☎561-0808
(完全予約制)
インプラントセンター

インプラントのご相談
当院にお任せください。
専門相談員が親身になって
お応えいたします。(無料)

キンカ堂跡地内に17台! 駐車場が増えました。
羽生市中央2丁目(キンカ堂跡地そば) http://www.masamasa.net